

第3期
早川町子ども・子育て支援事業計画
早川っこすくすくプラン

令和7年3月

早川町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画策定の経緯	2
3 計画の性格と位置づけ	3
4 計画の対象	4
5 計画の期間	4
6 SDGsに対応した計画推進	4
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境	5
1 人口・世帯・就労の動向	5
2 家庭や地域の状況	9
3 子育て支援サービスの状況	10
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 基本方針	20
3 重点施策	21
4 体系図	22
第4章 推進施策	23
基本目標1 すべての子育て家庭を支援します	23
基本目標2 すべての親子の健康づくりを支援します	30
基本目標3 すべての子どもに生きる力を育む教育を実施します	36
基本目標4 すべての子どもに安全で安心なまちをつくれます	40
第5章 子ども・子育て支援事業の数値計画	41
1 量の見込み設定についての考え方	41
2 教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策	41
3 教育・保育提供区域（圏域）	41
4 子ども数の推計	42
5 教育・保育・地域型保育の充実	43

第6章 計画の推進に向けて	66
1 教育・保育事業等の確保体制	66
2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	67
3 計画推進及び進捗状況の把握	67
4 計画推進に向けた関係機関の役割	67
資料	68
1 早川町子ども・子育て会議設置要綱	68
2 早川町子ども・子育て会議委員名簿	70

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

核家族化の進行や地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育てに関する情報収集ができずに不安や孤独を感じている家庭も多くみられます。子育て家庭ではさまざまな悩みや問題を抱えており、これらの家庭が地域で孤立し、子育てに不安を抱えることのないよう、社会全体で支援していくことが必要です。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。

平成24年8月には、新しい制度を円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法（①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法）」が制定されました。

子どもの貧困対策においても、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、令和6年9月には「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が施行される等、様々な子ども・子育てをめぐる支援が展開されています。

また、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年に制定されました。改正子ども・子育て支援法で、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進等の加速化プランの施策を実行するため、必要な措置について定められています。

本町においては、新制度に基づき、平成26年度から5年間の第1期とする「早川町子ども・子育て支援事業計画 ～早川っこすくすくプラン～」を策定しました。令和2年度からは5年間の計画期間とする「第2期早川町子ども・子育て支援事業計画 ～早川っこすくすくプラン～」を策定し、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などに向けた取り組みを推進してきたところです。

この度、第2期の計画期間の終了に伴い、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とした第3期計画を新しく策定します。

2 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、住民意見等を十分に踏まえ、下記のプロセスのもとに策定しました。

●計画策定のプロセス

事業	時期・参加者	役割
アンケート調査	未就学児童のいる世帯 小学生児童のいる世帯	生活実態や意向等の回答
早川町 子ども・子育て会議	令和7年2月20日（木）	計画の検討、審議

●アンケート調査の概略

	未就学児童	小学生児童
調査対象	町内に在住の未就学児童のいる家庭	町内に在住の小学生のいる家庭
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年11月27日（月）～12月19日（火）	

回収結果は以下のとおりです。

	未就学児童	小学生児童
配布・発送数	13	26
回収数	6	14
回収率	46.2%	53.8%

3 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法・第2条（基本理念）及び第60条（基本指針）を踏まえ、第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき、第3期子ども・子育て支援事業計画として策定するものです。また、早川町長期総合計画をはじめとする、本町の関連計画との整合を図りながら策定しています。

さらに、国の「健やか親子21」（わが国の21世紀における母子保健に関する国民運動計画）の趣旨を踏まえた「市町村母子保健計画（健やか親子21地方計画）」としての性格も有します。

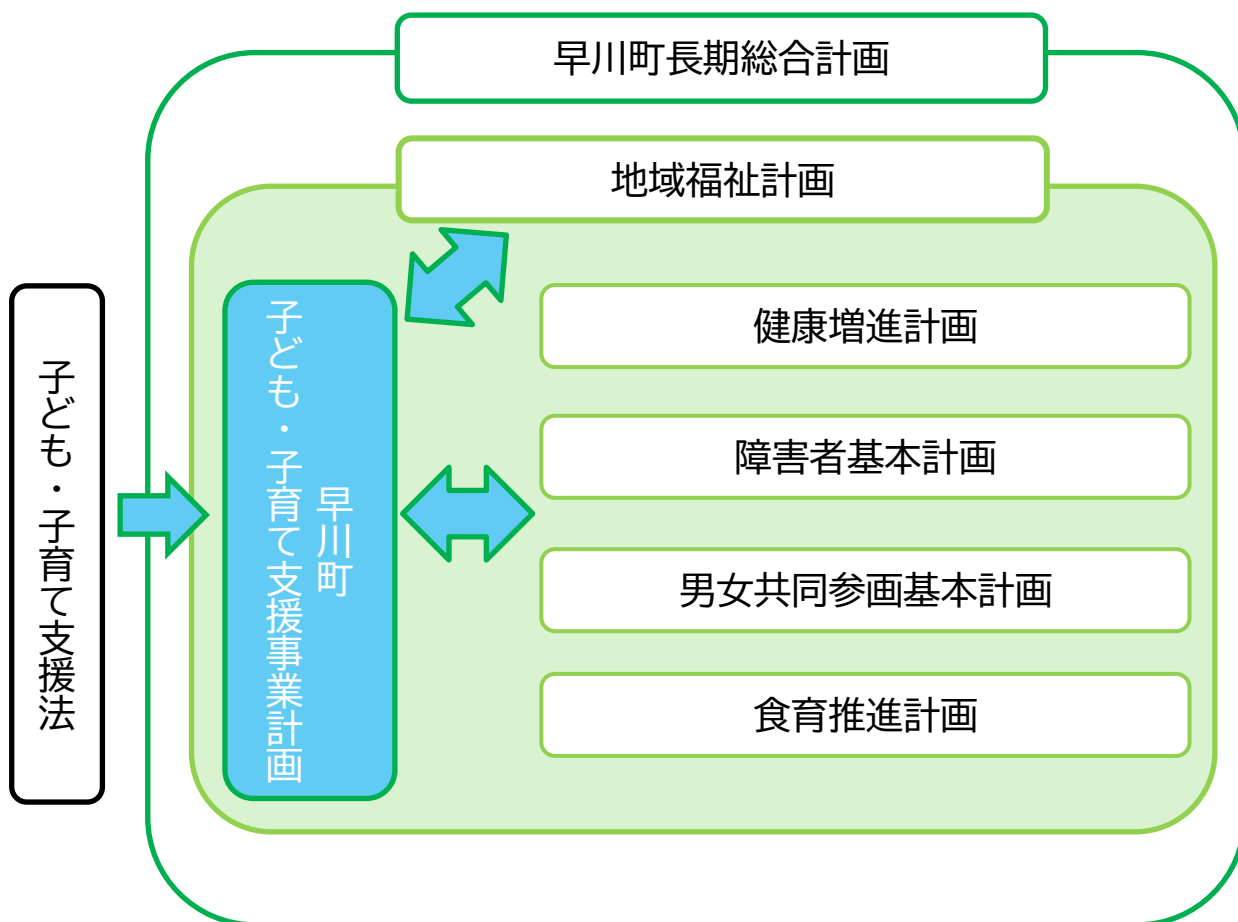
また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困解消計画」としての性格も有します。

併せて、「早川町次世代育成支援行動計画」を継承し、「放課後児童対策パッケージ」としての性格も有します。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



4 計画の対象

本計画の対象は、子ども（0歳から概ね11歳）と子育て家庭（左記子どものいる家庭）であり、教育や保育をはじめ、様々な支援施策や事業を盛り込んでいます。こうした施策や事業の展開にあたっては、事業所や地域、関係機関等の協力や連携が不可欠であるほか、子ども数の大幅な減少を抑制する少子化対策にも一部触れており、広く住民全般に対する取り組みも記載しています。

5 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を第3期計画期間として策定します。

なお、計画は5年を一期とされていることから、令和11年度中に第3期計画の見直しを行い、令和12年度を始期とする次期計画を策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
第3期計画推進期間									
				見直し年度	次期計画推進期間				

6 SDGsに対応した計画推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による、平成28年から令和12年までを期間として定める国際的な目標です。

SDGsについては、地方自治体においても目標の達成に向けた取り組みの推進が求められており、本計画に位置づけられる各種施策においてもいくつかの目標が関連します。

本計画においては、以下の10の目標と関連づけて施策を推進します。



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 人口・世帯・就労の動向

(1) 人口の推移

①人口の推移

早川町の人口は年々減少傾向にあり、令和6年は864人となっています。年齢3区分別にみると、令和6年は0～14歳が47人（5.4%）、15～64歳が404人（46.8%）、65歳以上が413人（47.8%）となっています。

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	71	69	58	55	47
15～64歳	468	449	429	406	404
65歳以上	479	461	443	431	413
合計	1,018	979	930	892	864

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②児童人口の推移

児童人口は以下のとおり推移しています。

単位：人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
早川町	0歳	2	2	0	2	2
	1歳	2	2	2	0	2
	2歳	5	2	2	2	0
	3歳	4	5	2	1	1
	4歳	3	3	5	2	1
	5歳	3	3	2	5	2
	6歳	2	3	3	2	5
	7歳	7	3	4	3	2
	8歳	5	7	3	4	3
	9歳	3	5	6	2	5
	10歳	11	3	5	6	2
	11歳	8	10	2	7	7
	合計	55	48	36	36	32

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③世帯数の推移

世帯数は減少傾向にあり、令和6年には530世帯となっています。平均世帯人員も減少傾向にあります。

単位：世帯・人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	599	574	547	543	530
平均世帯人員	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④人口動態

自然動態は死亡数が出生数を上回っており、自然減の状態が続いています。社会動態は令和3年以降、転出数が転入数を上回っており、社会減の状態が続いています。

<自然動態>

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生数	2	3	0	3	2
死亡数	23	27	28	25	28
自然動態増減	△21	△24	△28	△22	△26

資料：常住人口調査（各年4月1日現在）

<社会動態>

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
転入数	71	46	37	54	50
転出数	71	58	49	64	57
社会動態増減	0	△12	△12	△10	△7

資料：常住人口調査（各年4月1日現在）

(2) 結婚・就業の動向

①婚姻数の推移

令和5年の婚姻届出件数は年間3件となっています。

単位：件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
婚姻届出件数	2	3	1	2	3

資料：人口動態統計（各年4月1日現在）

②産業別就業人口の推移

産業別就業人口は、第三次産業は減少傾向にありますが、第一次産業、第二次産業は令和2年に増加しています。

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	33	34	31	25	27
第二次産業	267	164	123	97	238
第三次産業	492	418	362	358	333

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

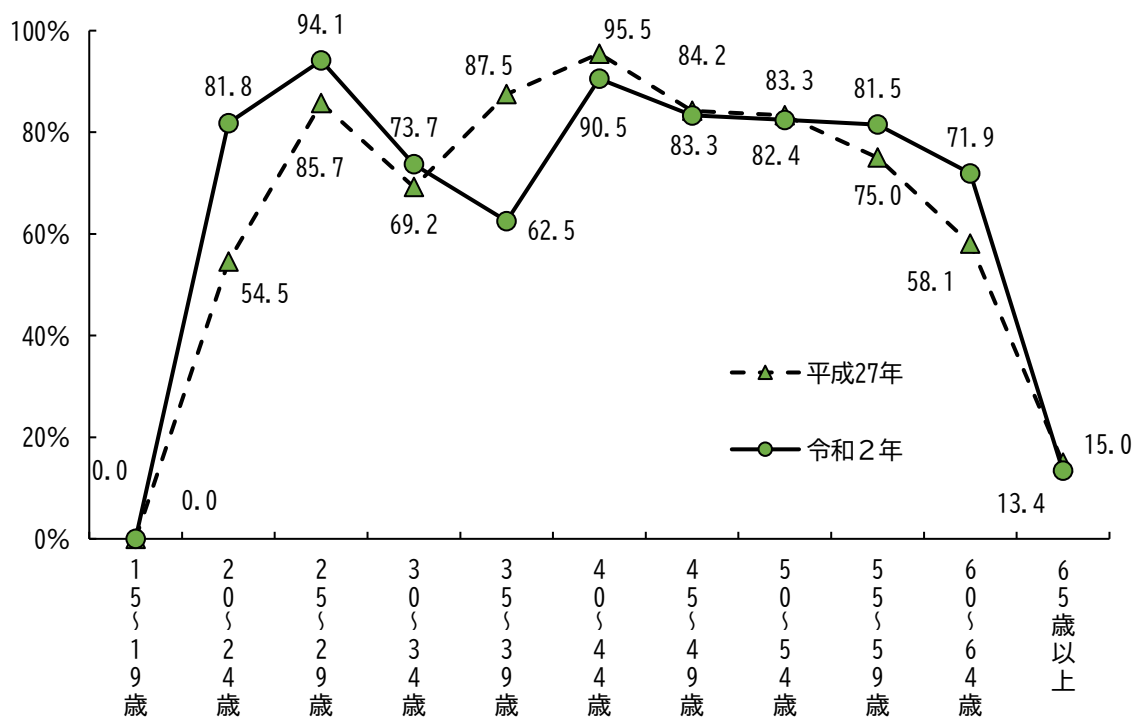
③女性の年齢階級別就業率

女性の就業率は、平成27年は38.1%、令和2年は39.0%となっています。女性の年齢階級別就業率は、35～39歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳で、平成27年よりも令和2年のほうが低くなっています。

単位：人

	平成27年			令和2年		
	女性	就業者	就業率	女性	就業者	就業率
15～19歳	12	0	0.0%	10	0	0.0%
20～24歳	11	6	54.5%	11	9	81.8%
25～29歳	21	18	85.7%	17	16	94.1%
30～34歳	13	9	69.2%	19	14	73.7%
35～39歳	16	14	87.5%	8	5	62.5%
40～44歳	22	21	95.5%	21	19	90.5%
45～49歳	19	16	84.2%	18	15	83.3%
50～54歳	24	20	83.3%	17	14	82.4%
55～59歳	32	24	75.0%	27	22	81.5%
60～64歳	31	18	58.1%	32	23	71.9%
65歳以上	300	45	15.0%	261	35	13.4%
合 計	501	191	38.1%	441	172	39.0%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



2 家庭や地域の状況

(1) 母子保健の状況

①母子健康手帳の交付状況

母子健康手帳の交付状況は、1～3件で推移しています。

単位：件

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
交付数	3	1	2	3	2

資料：母子保健統計

②幼児健康診査の受診状況

乳幼児健康診査の受診状況は、1歳6か月児健診、3歳児健診ともに、対象者全員が受診しています。

<1歳6か月児健診>

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
対象者数	3	2	3	1	1
受診者数	3	2	3	1	1
受診率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：母子保健統計

<3歳児健診>

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
対象者数	4	5	1	3	1
受診者数	4	5	1	3	1
受診率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：母子保健統計

(2) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

①児童虐待相談件数

児童虐待相談件数は過去5年間については0件となっています。

単位：件

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
相談件数	0	0	0	0	0

資料：児童虐待相談件数統計調査

3 子育て支援サービスの状況

(1) 保育サービスの提供状況

①保育所の状況

保育所は入所児童数よりも定員数が多い状況が続いています。入所児童数は減少傾向となっています。

本町には認可保育所はありません。数字は現状のへきち保育所の数です。私立については、身延町内の保育所および南アルプス市の認定こども園に本町の保護者が預けた数となっています。

単位：人

		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数
公立	早川南・北保育所	57	11	57	11	57	10	57	8	57	7
	小 計	57	11	57	11	57	10	57	8	57	7
私立	原保育園	30	0	30	0	30	0	30	1	20	1
	定林寺立正保育園	20	3	20	3	20	2	20	1	20	1
	認定こども園 ポッポの家	85	0	85	0	85	0	85	1	85	1
	小 計	135	3	135	3	135	2	135	3	125	3
公立・私立合計		192	14	192	14	192	12	192	11	182	10

※公立は平成22年度以降、北保育所は休園中

資料：園児数（各年4月1日現在）

②特別保育事業等の実施状況

一時預かり事業、乳児保育、障害児保育、休日保育の実施状況は、以下のとおりです。

単位：人

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
一時預かり事業	実施保育所数	1	1	1	1	1
	利用延人数(人)	0	0	0	0	0
乳児保育	実施保育所数	0	0	0	0	0
	利用延人数(人)	0	0	0	0	0
障害児保育	実施保育所数	0	0	0	0	0
	利用延人数(人)	0	0	0	0	0
休日保育	実施保育所数	0	0	0	0	0
	利用延人数(人)	0	0	0	0	0

資料：各保育園実績

③放課後児童クラブ利用児童数の推移

放課後児童クラブ児童数は、11～14人で推移しています。

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
福祉センター	12	12	12	11	14

資料：学童保育日誌

(2) 地域における子育て支援の基盤整備の状況

①民生委員児童委員数、主任児童委員数及び相談状況

民生委員児童委員への全体相談件数は減少傾向にありましたが、令和6年は増加しています。子どもに関する相談については、減少傾向にあり、令和6年は3件となっています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
登録委員数（人）	24	24	24	21	21
全体相談件数（件）	479	440	287	238	343
うち子どもに関すること	53	23	10	13	3

資料：福祉報告例

(3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

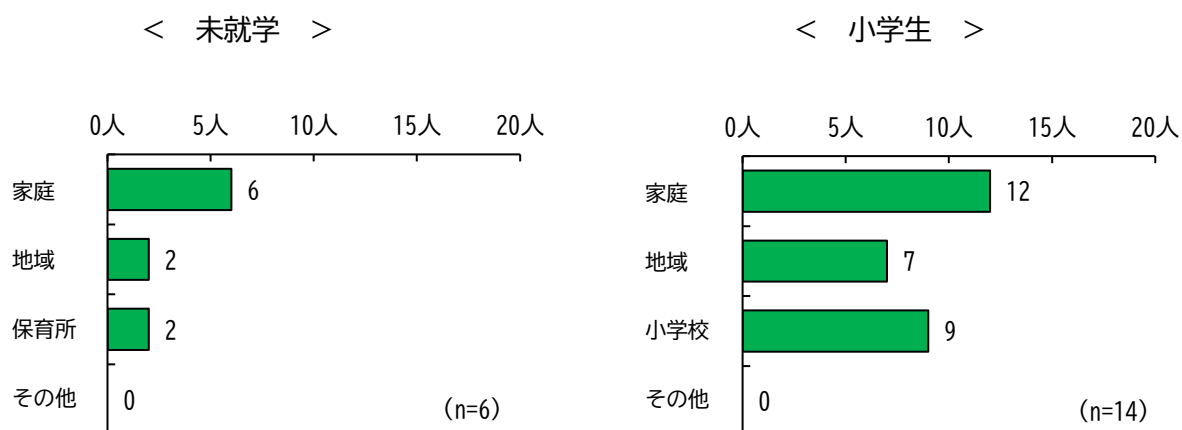
本計画の策定にあたり、町内在住で未就学児のお子さんがいるご家庭全世帯と、町内在住で小学生のお子さんがいるご家庭全世帯を対象に、アンケート調査を実施しました。

確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、現状や今後の利用希望を把握することを主な目的に実施しています。

このうち、一部の調査結果を抜粋して掲載しています。

お子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境は何ですか。

(複数回答)



未就学：子育て（教育）に最も影響する環境では、「家庭」6人が最も多く、以下「地域」と「保育所」2人となっています。

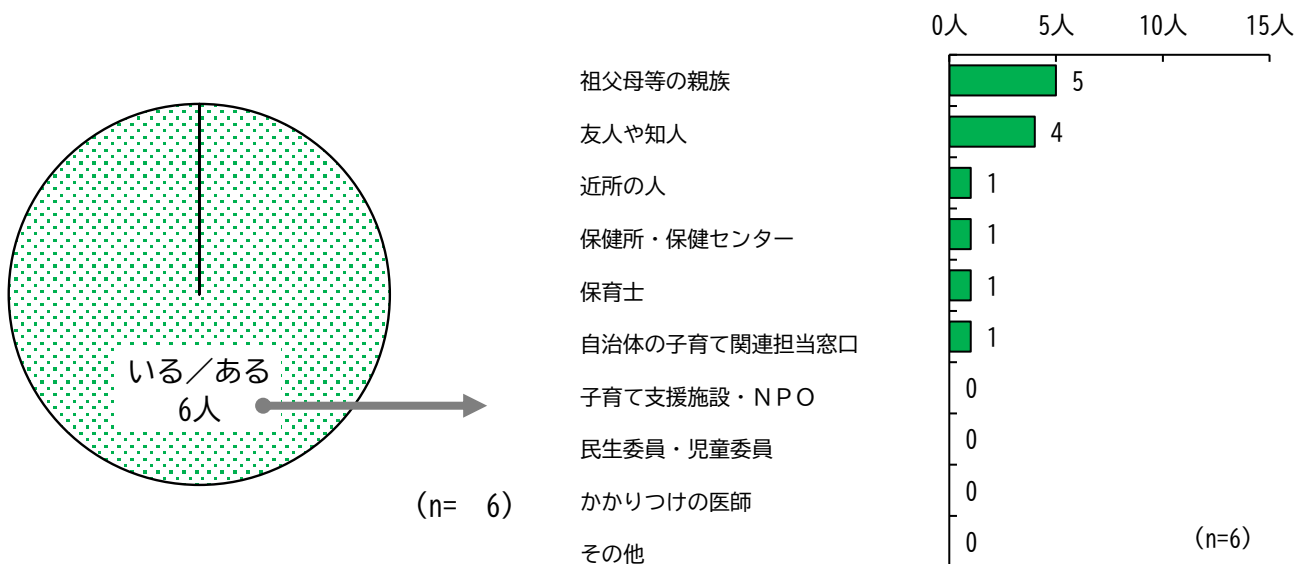
小学生：子育て（教育）に最も影響する環境では、「家庭」12人が最も多く、以下「小学校」が9人、「地域」が7人となっています。

お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。
また、相談できる場所がありますか。

（複数回答）

< 未就学 >

※気軽に相談できる先は、誰（どこ）か（複数回答）

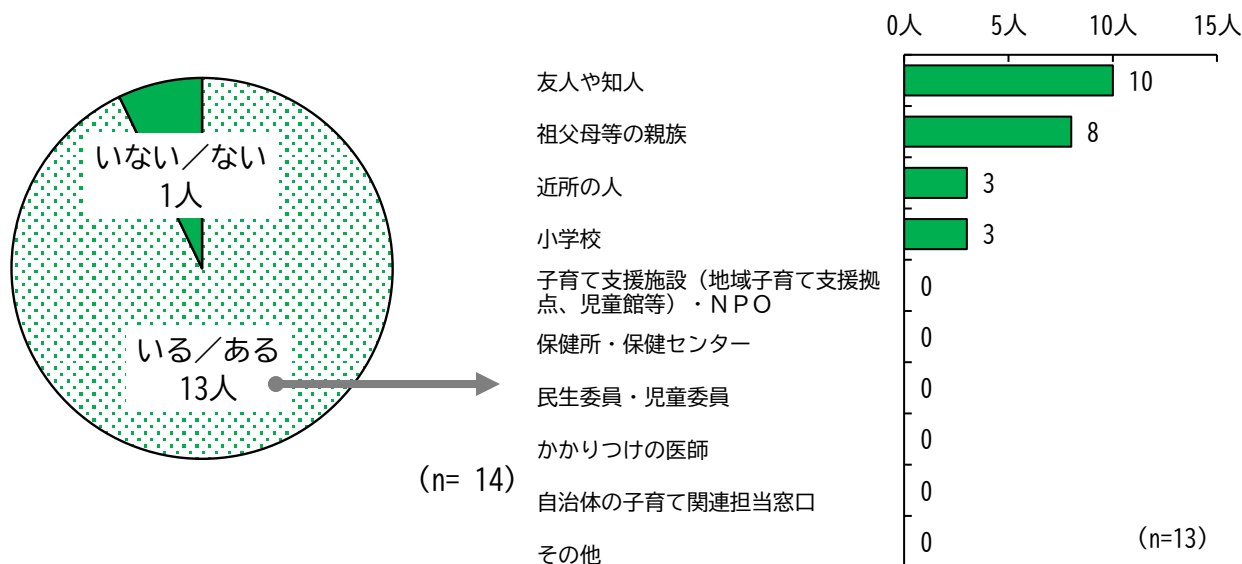


未就学：子育て（教育）の気軽に相談先の有無では、「いる／ある」が6人となっています。

気軽に相談先では、「祖父母等の親族」5人が最も多く、以下「友人や知人」4人、「近所の人」「保健所・保健センター」「保育士」「自治体の子育て関連担当窓口」が1人となっています。

< 小学生 >

※気軽に相談できる先は、誰（どこ）か（複数回答）

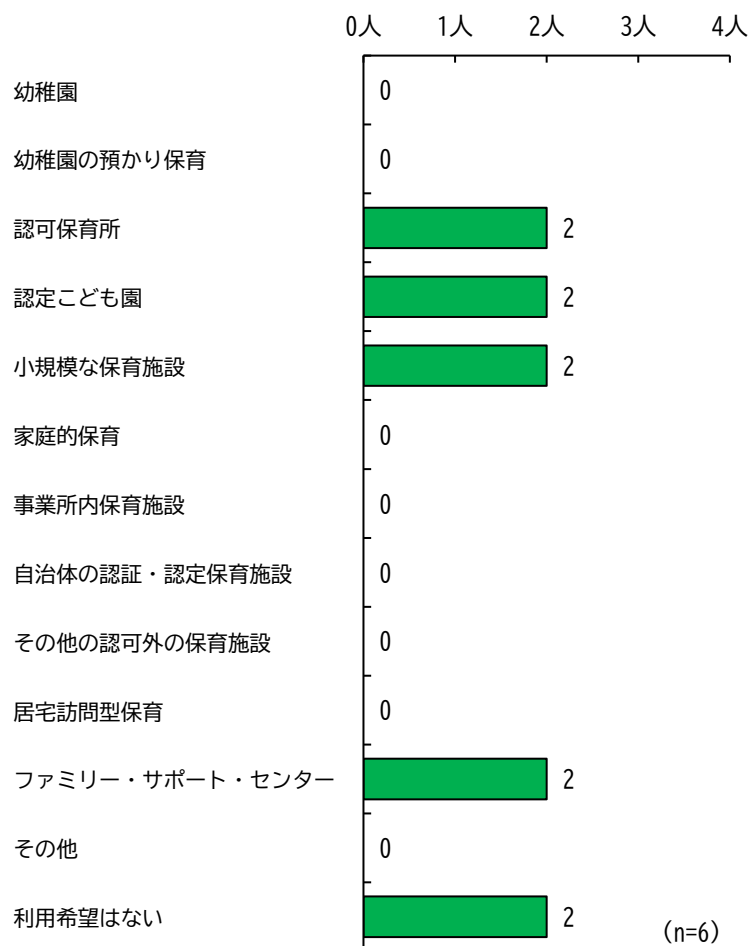


小学生：子育て（教育）の気軽に相談先の有無では、「いる／ある」が13人、「いない／ない」が1人となっています。

気軽に相談先では、「友人や知人」10人が最も多く、以下「祖父母等の親族」8人、「近所の人」と「小学校」が3人となっています。

現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、
「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。（複数回答）

< 未就学 >



未就学：定期的な教育・保育の事業利用希望では、「利用希望がある」4人が最も多くなっています。

“利用希望がある”と答えた方の希望する事業は、「認可保育所」と「認定こども園」と「小規模な保育施設」と「ファミリー・サポート・センター」が2人となっています。

子育て支援事業で知っているもの（A）や、これまでに利用したことがあるもの（B）、今後利用したいと思うもの（C）をお答えください。

< 未就学 >

単位：人

	A 知っている n=6	B 利用した ことがある n=6	C 今後利用 したい n=6
育児学級（ママっこくらぶ）	4	2	2
保健センター開放日（子育て広場）	6	3	2
保育所の園庭等の開放	1	0	2
子育ての総合相談窓口 （福祉保健課内子育て世代包括支援センター）	1	0	0
食育の推進事業	3	0	0
医療費補助金交付事業	6	4	3
無回答	0	2	3

未就学：A知っている子育て支援事業では、「保健センター開放日（子育て広場）」と「医療費補助金交付事業」が6人と多くなっています。

B利用したことがある子育て支援事業では、「医療費補助金交付事業」4人が最も多くなっています。

C今後利用したい子育て支援事業では、「医療費補助金交付事業」3人が最も多くなっています。

お子さんについて、小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。
(複数回答)

< 小学生 >

単位：人

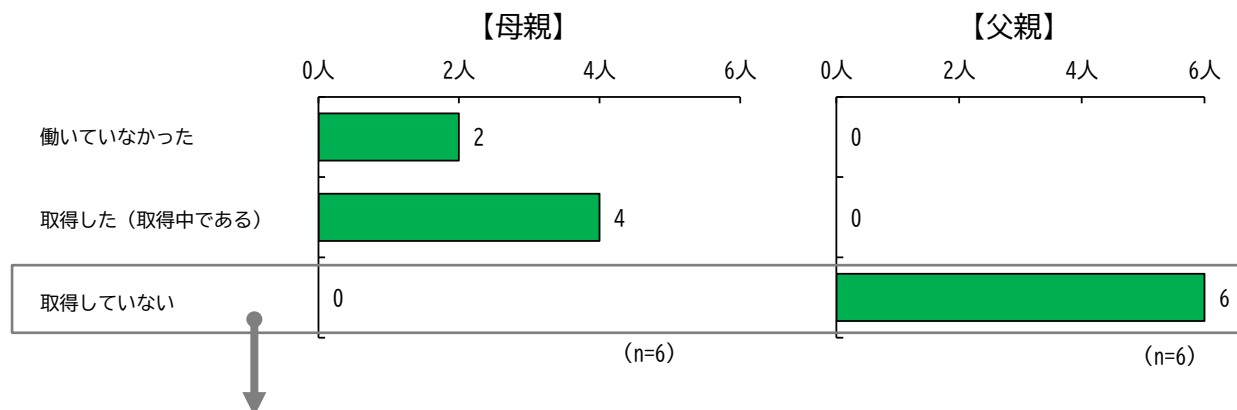
	１～３年生 n=14	４～６年生 n=14
自宅	10	12
祖父母宅や友人・知人宅	2	2
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	2	3
児童館	0	1
放課後子ども教室	1	1
放課後児童クラブ（学童保育）	8	6
ファミリー・サポート・センター	0	0
その他（公民館、公園など）	1	2
無回答	1	0

１～３年生：希望する放課後の過ごし方（１～３年生）では、「自宅」10人が最も多く、以下「放課後児童クラブ（学童保育）」8人、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」2人となっています。

４～６年生：希望する放課後の過ごし方（４～６年生）では、「自宅」12人が最も多く、以下「放課後児童クラブ（学童保育）」6人、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」3人、「祖父母宅や友人・知人宅」2人となっています。

お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親・父親それぞれについて教えてください。また、取得していない方はその理由を教えてください。

< 未就学 >



※「取得していない」と答えた方の、理由（複数回答）

単位：人

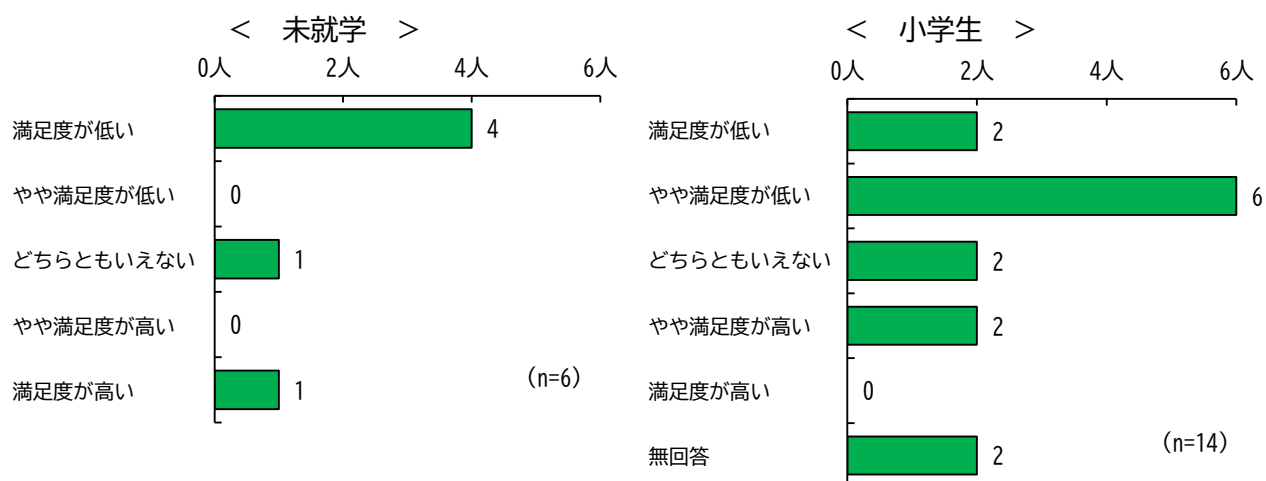
	父親 n=6
仕事が忙しかった	2
収入減となり、経済的に苦しくなる	1
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	2
無回答	2

未就学：母親の子どもの出生時の育児休業の取得状況では、「働いていなかった」が2人、「取得した（取得中である）」が4人となっています。

父親の子どもの出生時の育児休業の取得状況では、「取得していない」が6人となっています。

父親で「取得していない」と答えた方の理由は、表のとおりとなっています。

お住まいの地域における子育ての環境や支援へ満足していますか。



未就学：居住地域における子育て環境や支援の満足度では、「満足度が低い」4人が最も多く、以下「どちらともいえない」と「満足度が高い」が1人となっています。

「満足度が低い」と「やや満足度が低い」を合わせた“満足度が低い”が4人、「やや満足度が高い」と「満足度が高い」を合わせた“満足度が高い”が1人となっています。

小学生：居住地域における子育て環境や支援の満足度では、「やや満足度が低い」6人が最も多く、以下「満足度が低い」と「どちらともいえない」と「やや満足度が高い」が2人となっています。

「満足度が低い」と「やや満足度が低い」を合わせた“満足度が低い”が8人、「やや満足度が高い」と「満足度が高い」を合わせた“満足度が高い”が4人となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年に制定されました。「加速化プラン」においては、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育での推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」が具体的な施策として掲げられています。

本町では、「次代を担う子どもの健全育成はもとより、子どもを望むすべての人が安心して子どもを産み・育てることができ、そのことに喜びを感じられる社会づくり」を基本理念として、子ども・子育てに関する施策を取り組んできました。今後も基本理念を実現するために更なる子ども・子育て支援をしていくことが必要であるため、第3期計画においてもこれまでの考え方を継承します。

基本 理念

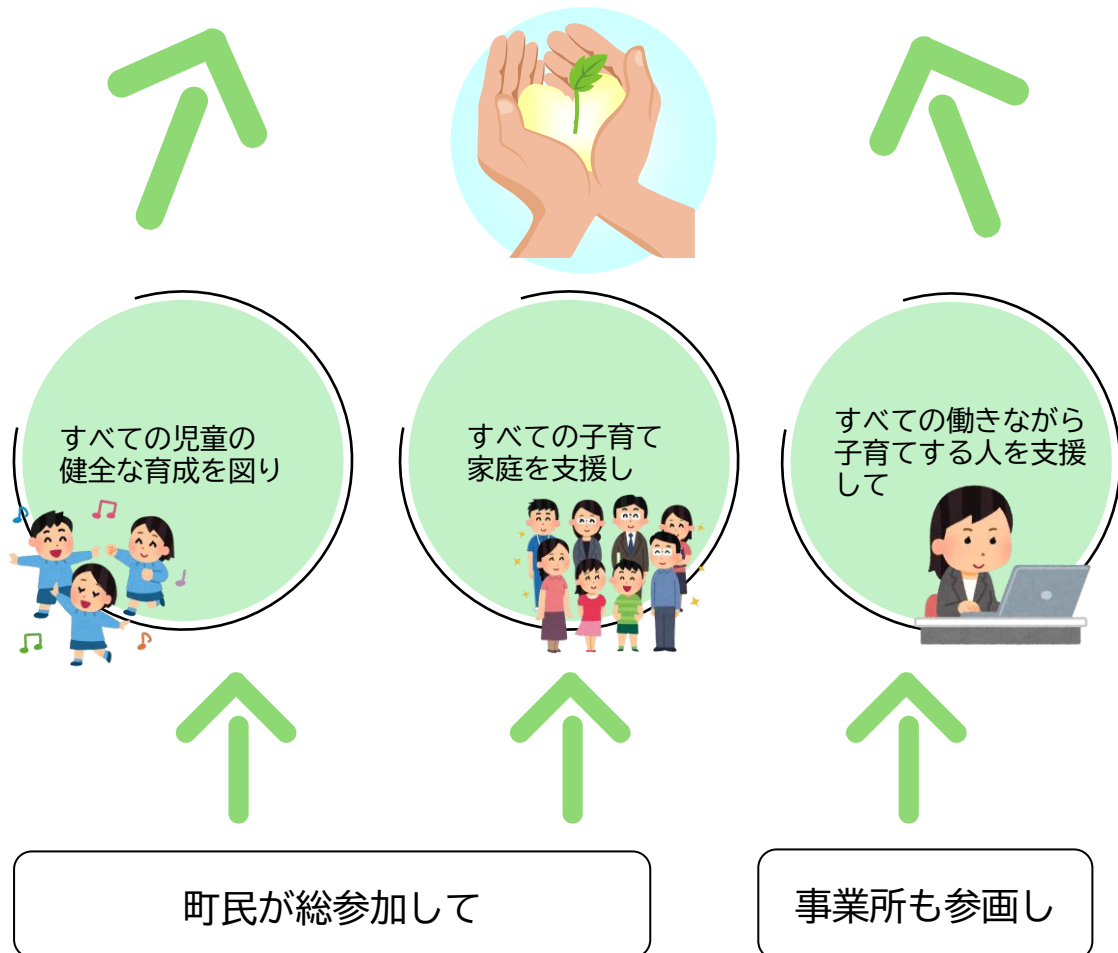
次代を担う子どもの健全育成はもとより、
子どもを望むすべての人が安心して
子どもを産み・育てることができ、
そのことに喜びを感じられる社会づくり

2 基本方針

本町では、子ども・子育て支援を以下の方針で推進します。

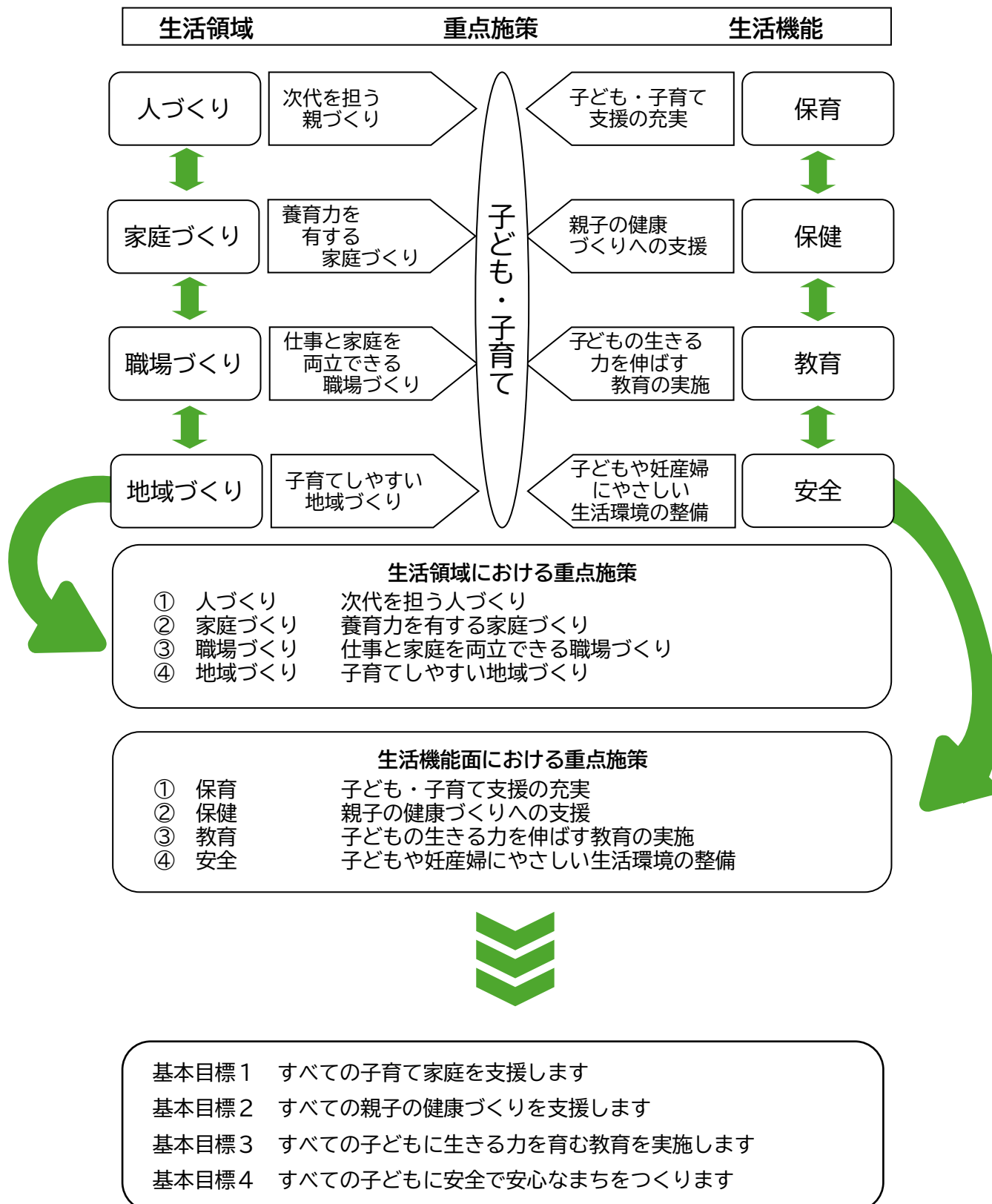
町民総参加で
すべての児童の健全な育成を図り
すべての子育て家庭を支援し
すべての働きながら子育てする人を支援して
安心して子どもを産み、育てられるまちを目指します。

安心して子どもを産み、育てられるまちをつくります

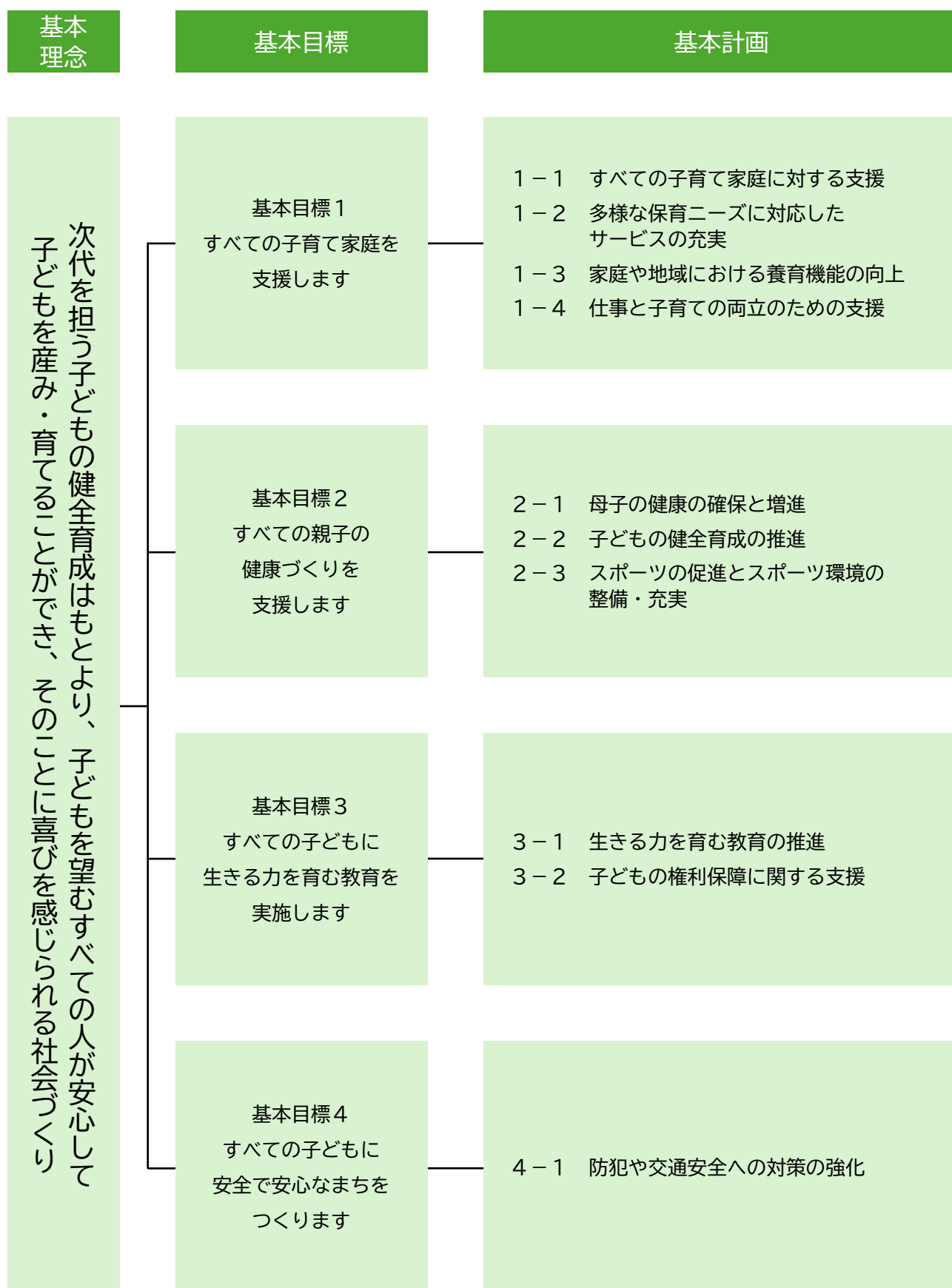


3 重点施策

「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子ども・子育てを「生活領域」と「生活機能」の両面からそれぞれ4つの視点で重点的にとらえ、「生活機能」面から「生活領域」を考慮した計画の骨子を組み立てています。



4 体系図



第4章 推進施策

基本目標1 すべての子育て家庭を支援します

基本計画1-1 すべての子育て家庭に対する支援

【課題】

子育て家庭を取り巻く環境や課題は複雑化・多様化しており、支援についても様々な種類の要望が挙げられています。中でも、経済的支援の継続や就労しやすい環境づくりは引き続き取り組む必要があります。

特に18歳から40歳までの人口の減少が見られ、町外に流出しているとみられます。若者や子育て期の人口の減少が少子化の一因にもなっていることから定住化を支援していくことが重要です。

【施策の方向】

施策の方向	事業名	所 管
子育て支援の充実	放課後児童健全育成事業	福祉保健課
	児童手当の支給	福祉保健課
	子育て支援事業 ・ 頑張る若人応援金 ・ 出生から18歳の年度末までの医療費助成金 ・ 保育所給食費無償化事業	総務課 福祉保健課 福祉保健課
義務教育費の無償化	学校給食費無料化事業	教育課
	小中学校教材費等無償化事業	教育課
子育てに関する交流機会の確保	世代間交流事業	福祉保健課 教育課
子育て支援施設の整備充実	地域子育て支援センター事業	福祉保健課

【主な事業内容】

■ 放課後児童健全育成事業

小学校１～６年生の児童に対し、その保護者が就業などの理由で昼間家庭に居ない場合、授業終了後に施設を利用した健全育成を図ります。

■ 児童手当の支給

次代を担う児童の健全育成のため、児童手当を支給します。

■ 子育て支援事業

地域に即応した子育て環境の充実を目指して、子育て家庭に経済的支援を行います。

■ 学校給食費無料化事業

町内の小中学校に通学する児童や生徒の給食費を町が全額負担します。

■ 小中学校教材費等無償化事業

町内の小中学校に通学する児童や生徒の教育に必要な教材費、修学旅行費などの校外学習経費を町が負担します。

■ 世代間交流事業

次代を担う子どもたちに必要な知識や考え方は、家庭や学校ばかりでなく、地域を支えている大人たちや、優れた技術を持つ先輩などから学ぶことができ、そのための世代間交流の機会を増やします。

■ 地域子育て支援センター事業

保健センターなどに子育て中の親が集まり、子ども同士を遊ばせながら、親も育児に関する情報交換や育児相談できる地域子育て支援センター事業の実施を検討します。

基本計画 Ⅰ－２ 多様な保育ニーズに対応したサービスの充実

【課題】

本町における保育の待機児童はいませんが、保育サービスの地域ニーズを的確に把握し、ニーズに応じたサービスの提供が必要です。きめ細かな取り組みを子ども一人ひとり、子育て世帯ごとに提供することが重要です。

【施策の方向】

施策の方向	事業名	所 管
保育サービスの充実	通常保育事業	福祉保健課
	一時預かり事業	福祉保健課
	時間外保育事業	福祉保健課
地域支援事業	放課後児童健全育成事業	福祉保健課
	放課後子供教室事業	福祉保健課
	病児・病後児保育事業	福祉保健課
	ファミリー・サポート・センター事業	福祉保健課
	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	福祉保健課
	地域子育て支援拠点事業	福祉保健課
	利用者支援事業	福祉保健課
	乳児家庭全戸訪問事業	福祉保健課
	養育支援訪問事業	福祉保健課
	妊婦健康診査	福祉保健課
	子育て世帯訪問支援事業	福祉保健課
	児童育成支援拠点事業	福祉保健課
	親子関係形成支援事業	福祉保健課
	妊婦等包括相談支援事業	福祉保健課
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	福祉保健課
	産後ケア事業	福祉保健課
保育情報提供の充実	保育だよりの発行	福祉保健課

【主な事業内容】

■ 通常保育事業

町立南保育所において保育を実施します。町立北保育所は休園中であり、一部近隣町の施設とも連携して事業を実施します。

■ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について一時的に預かり、保育を行う事業を実施します。

■ 時間外保育事業

保護者の就労環境を考慮し、保育所等の開所時間を超えて延長保育を実施します。

■ 放課後児童健全育成事業

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ります。

■ 放課後子供教室事業

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動等、子どもたちに多様な活動の場を提供します。

■ 病児・病後児保育事業

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

■ ファミリー・サポート・センター事業

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリー・サポート・センターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けをします。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行います。

■ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

■ 利用者支援事業

子どもやその保護者または妊娠している方が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言などを行います。

■ 乳児家庭全戸訪問事業

妊娠生活が不安な妊婦や、出生したすべての乳児・母親を対象に、健康状態や生活の様子を確認して、妊娠・出産・育児についての相談・助言・情報提供等を行い、子育てを支援します。

■ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・ヘルパー等が訪問し、育児に関する相談、助言等を行い、その家庭の子育て支援を行います。

■ 妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に出産までの妊婦健康診査受診の必要性を伝え、国が定める基準（14回分）に基づいて、公費負担による妊婦健康診査を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげます。

■ 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助等を行います。

■ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に問題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を提供します。

■ 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。

■ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談などを行い、心身の状況や置かれている環境等を把握するほか、母子保健や子育てに関する情報の提供・相談等の援助を行います。

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、保育所などの施設で預かり、適切な遊び及び生活の場の提供できるように検討します。

■ 産後ケア事業

産後間もない母親が、母体の心身のケア、育児に関する相談、沐浴や授乳などの育児指導を受けるために、乳児と一緒に産前産後ケアセンターに宿泊する際の利用料を負担します。また、支援が必要な母子が利用できるよう推進します。

■ 保育だよりの発行

保育に関する情報を定期的に提供します。

【課題】

少子化や核家族化が進行し、地域とのつながりの希薄化により家庭や地域の教育力の低下がみられます。次代を担う子どもたちが、愛情や信頼感、他者を思いやる心を持つためには、子ども同士のふれあいや大人との人間関係の中で、それぞれの発達段階に応じた経験・体験が重要です。また、保護者に対しても、身近に子育ての相談ができる場の提供が必要となっています。

【施策の方向】

施策の方向	事業名	所 管
家庭における教育機能の向上	育児支援のための家庭訪問の実施	福祉保健課
	育児学級	福祉保健課
地域における教育機能の向上	保育所の園庭等の開放	福祉保健課
	子育ての総合相談窓口	福祉保健課

【主な事業内容】

■ 育児支援のための家庭訪問の実施

保護者及び児童の健康状態や子育ての状況を把握し、必要に応じた措置や、保護者から相談を受けられる家庭訪問を実施します。

■ 育児学級

家庭だけでは解決できない子育てに関する不安や悩みを抱える人々とともに学び、話し合いの場として、また健全な子どもを育てるための教育の場として、育児学級を実施します。

■ 保育所の園庭等の開放

町立南保育所の園庭を開放するなどして、子育て中の親子と一緒に遊べる機会をつくりま

■ 子育ての総合相談窓口

福祉保健課において、子育てに関するあらゆる相談に対応します。

【課題】

仕事をしながら安心して子どもを産み、育てることができるよう仕事と子育ての両立が重要です。

早川町のアンケート調査からは女性の育児休暇取得はみられますが、男性の育児休暇取得はみられませんでした。また、育児休業給付、保険料免除になる仕組みの認知については、知らなかったと回答する人もおり、個人への情報の周知と企業や事業主の啓発に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する必要があります。

【施策の方向】

施策の方向	事業名	所 管
男性の家事と育児への参画率のアップ	男性のための料理教室	福祉保健課
子育てに理解のある職場の増加	母子健康管理指導事項連絡カードの普及	福祉保健課

【主な事業内容】

■ 男性のための料理教室

家庭内の固定的役割分担をなくすため、男性が家事で自立できるよう、男性のための料理教室を開催します。

■ 母子健康管理指導事項連絡カードの普及

妊婦全員に母子健康管理指導事項連絡カードを配布し、内容について説明します。また、若い人が働く町内事業所にカードの周知をして、協力依頼を行います。

基本目標2 すべての親子の健康づくりを支援します

基本計画2－1 母子の健康の確保と増進

【課題】

妊娠期から学童期を通じて、すべての母子の健康が保持されるように、健康診査の受診率や予防接種の接種率の上昇、保育士、教員、保健師等との連携が重要です。

また妊産婦に対する補助等を通じて、妊娠期から継続した支援を進めるとともに、児童虐待予防についても更なる啓発を行うことが必要です。さらに親の育児不安の解消、メンタルヘルス対策、産後ケア等を図るため、様々な内容に応じた支援や相談を実施することが重要となっています。

町内に病院がなく小児科も遠方にあるため、子どもの病気の対応に不安を抱えている保護者がいます。休日・夜間の救急医療については、山梨県小児救急医療事業を活用する一方で、保護者が子どもの病気に対応する力を高める学習の場の提供も必要です。

【施策の方向】

施策の方向	事業名	所 管
出産や不妊に関する相談対応の充実	保健師による相談対応	福祉保健課
妊産婦の健康管理	妊婦健診補助事業	福祉保健課
	産婦健診補助事業	福祉保健課
	産婦歯科健診	福祉保健課
新生児・乳幼児の健康管理	乳幼児健診・歯科健診	福祉保健課
	新生児聴覚検査補助事業	福祉保健課
	予防接種	福祉保健課
小児医療の充実	乳幼児医療費助成制度	福祉保健課
	山梨県小児救急医療事業	福祉保健課
切れ目ない支援体制の充実	町内母子保健関係者連絡会議	福祉保健課
	要保護児童対策地域連絡協議会	福祉保健課
	子育て広場	福祉保健課
	産後ケア事業（再掲）	福祉保健課
	育児学級（再掲）	福祉保健課
	子育て世代包括支援センター事業	福祉保健課
母子の栄養管理	母子の栄養管理に関する事業	福祉保健課

【主な事業内容】

■ 保健師による相談対応

不妊も含めたすべての妊娠出産に関わる相談に対し、保健師が電話や家庭訪問により個別に対応します。

■ 妊婦健診補助

妊娠期の健康管理及び安全で快適な出産を目指して、妊婦に対する健康診査に補助をします。

■ 産婦健診補助

産後のメンタルヘルスの不調を早期に発見し、適切な対応がとれるよう、産婦に対する健康診査に補助をします。

■ 産婦歯科検診

妊娠中・出産後は、むし歯や歯周病（歯周疾患）になりやすく、進みやすい条件が重なる時期であるため、口腔の健康維持を図れるよう、乳幼児健診・歯科健診に合わせて実施します。

■ 乳幼児健診・歯科検診

成長発達の確認と必要時のフォロー、育児不安の解消、養育力向上の場としての充実を図ります。また、子育て支援を担う住民組織（愛育会等）との出会いの場としての機能を果たし、地域での安心した育児実現のきっかけづくりを行います。

■ 新生児聴覚検査補助事業

聴覚障害は、適切な援助を早期に開始することで、コミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな効果が得られるとされています。そのため、早期発見のための聴覚検査に補助をします。

■ 予防接種

感染症の予防や蔓延防止のため、国が定めたワクチンの個別接種を推進します。

■ 乳幼児医療費助成制度

就学前の乳幼児に対し、家庭の経済的負担の軽減と病気の早期発見・早期治療を目的とし、医療費の助成を行い、乳幼児保健の向上を図ります。

■ 山梨県小児救急医療事業

少子化・各家族化・共働き世帯の増加により、小児を対象とした休日・夜間の救急医療体制が必要となっています。そのため、全県的な小児初期救急医療センターの設置により、子どもの健康の確保と保護者の不安の軽減に取り組めます。

■ 町内母子保健関係者連絡会議

保育士・小中学校養護教諭・保健師等が、子どもの心身の健康にかかわる課題を共有し、連携して問題解決に取り組めます。

■ 要保護児童等対策地域協議会

運営を充実させ、児童虐待等防止のためのネットワークの強化を図り、児童虐待等の早期発見、早期対応に取り組めます。

また、ハイリスク家庭を把握し支援することで、虐待発生を未然に防ぐ仕組みを構築します。

■ 子育て広場

母親や子ども同士の交流の場、子育てに関する相談の場として、母子が気軽に出かけられる場所を定期的に開放します。

■ 産後ケア事業（再掲）

産後間もない母親が、母体の心身のケア、育児に関する相談、沐浴や授乳などの育児指導を受けるために、乳児と一緒に産前産後ケアセンターに宿泊する際の利用料を負担します。また、支援が必要な母子が利用できるよう推進します。

■ 育児学級

家庭だけでは解決できない子育てに関する不安や悩みを抱える人々とともに学び、話し合いの場として、また健全な子どもを育てるための教育の場として、育児学級を実施します。

■ 子育て世代包括支援センター事業

妊娠・出産・育児の切れ目ない支援体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター事業の実施を検討します。

■ 母子の栄養管理に関する事業

妊娠中の食事、出産後の食事、乳幼児の食事など、それぞれの母子の状態に応じた生活指導や栄養指導を、保健師や栄養士が行います。

【課題】

子どもが心身ともに健やかに成長できる社会を作り上げていくためには、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組んでいく必要があります。

子どもの体の成長や健康には、規則正しい生活習慣や食習慣の習得が必要であるため、家庭での教育だけでなく、学校教育や団体、地域等と連携して教育を行い、子どもが健やかにすごせるサポートを行うことが重要です。

学童期・思春期では実体験を通して社会のルールを学び世界が広がる時期であり、様々なツールや媒体も使用できるようになる時期です。それらの媒体を通じて多くの情報を得ることができます。有益な情報や必要な情報、危険な情報を判断することは、今後の人生でも重要であるため、情報教育の推進が必要です。

思春期では、次代の親としての意識醸成や、性、感染症予防、飲酒、喫煙、薬物乱用防止に関する知識、心の問題への理解が重要であるため、家庭や学校、行政が連携して取組の推進を図る必要があります。

【施策の方向】

施策の方向	事業名	所 管
子どもの健全育成	情報教育	教育課
	性教育、性感染症予防教育	教育課
子どもの健康づくり	園児・小中学生の栄養教室	福祉保健課
次代の親づくり	中学生等の乳児ふれあい体験の充実	福祉保健課

【主な事業内容】

■ 情報教育

児童生徒1人1台タブレット端末を活用し、小学校では基本的な情報機器の操作や情報手段を適切に活用できるようにするための学習、情報モラルの指導を行い、中学校では適切かつ主体的、積極的な情報活用の学習に取り組めます。

■ 性教育、性感染症予防教育

地元の赤ちゃんやお母さんとのふれあいを通じ、命の大切さや生み育ててくれた家族への思いを再確認して、自分自身を大事にする心を育むことを目的に思春期体験学習を実施します。

■ 園児・小中学生の栄養教室

子どもたちやその保護者が、豊かで安全かつ健康的な食生活について学べるように、保育所・小中学校との連携のもと、住民団体（食生活改善推進員会等）や地域の方の協力を得ながら栄養教室を実施します。

■ 中学生等の乳児ふれあい体験の充実

近い将来に親となる中学生が、乳児への関心を高め、子育てへの夢を育むよう、乳幼児とふれあう体験学習を推進します。

基本計画 2－3 スポーツの促進とスポーツ環境の整備・充実

【課題】

子どものうちからスポーツに親しむことは、運動習慣の習得やストレス解消等、心身の健康につながります。各年代で自分の体力に合ったスポーツを行うことが重要であるため、スポーツ施設の整備や指導者の育成・確保等が必要です。

【施策の方向】

施策の方向	事業名	所 管
スポーツの促進	スポーツ指導員の育成	教育課
	スポーツエキスパートの活用	教育課
スポーツ環境の整備・充実	スポーツ施設の整備・充実	教育課

【主な事業内容】

■ スポーツ指導員の育成

スポーツの振興と競技力向上のため、各種スポーツ指導員の育成を図ります。

■ スポーツエキスパートの活用

子どもたちがスポーツを通じて体力や精神力を鍛え、たくましく成長するためにスポーツエキスパートを活用し、放課後スポーツ教室等を実施します。

■ スポーツ施設の整備充実

だれもが生涯を通じて様々なスポーツに親しめるよう、各種スポーツ施設を整備・充実します。

基本目標3 すべての子どもに生きる力を育む教育を実施します

基本計画3-1 生きる力を育む教育の推進

【課題】

知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などを育成し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につけることが必要です。変化の激しいこれからの社会を生きるために、問題に対応できる「生きる力」を学習活動の基盤となるように小・中学校の各段階に応じた教育の充実や児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導が重要です。

【施策の方向】

施策の方向	事業名	所 管
生きる力を育む教育の推進	いきいき教育のための地域人材の活用	教育課
	学校における防犯に関する研修会の実施	教育課
	職業観・労働観の醸成を図るキャリア教育の実施	教育課
	山村留学制度	教育課
	早川子どもクラブ	教育課
	教員の採用	教育課
	学習支援（学力向上フォローアップ事業）	教育課

【これからの主な取り組み】

■ いきいき教育のための地域人材の活用

変化する社会の中で子どもたちが主体的に生きることができるよう、地域の人材を活用し、知識や技能はもとより、生き方や考え方などが身につく教育を実践します。

■ 学校における防犯に関する研修会の実施

子どもを被害者とする犯罪を防止するため学校は、家庭やPTAなどと連携した防犯指導を実施します。

■ 職業観・労働観の醸成を図るキャリア教育の実施

中学生が興味のある職種や職業内容などを学習し、職場体験学習を通して、働くことの意義や大切さ、大変さを感じ取ることや、職場体験学習の取り組みを通じてコミュニケーション能力の向上や主体的に学ぶ力を養い、将来の職業を考える機会とします。

■ 山村留学制度

美しい自然環境の中で、子どもたちに早川町の特性・伝統などを生かした自然体験学習や、地域に伝わる民話を題材とした民話劇の上演、吹奏楽の演奏、3世代交流のイベントなど、各学校それぞれ特色ある教育を推進し、都会では味わえない経験や学習を通して行き届いた学校づくりを進めます。

■ 早川子どもクラブ

本町で育ったことを誇りに感じられるよう、町内の小中学生のほか、町外の児童生徒も対象に、地元住民を講師として、本町の歴史や文化、自然を体験するプログラムを提供し、町全体で子どもの育ちを支援します。

■ 教員の採用

本町では子ども数が少なくなっていますが、町単独で教員を採用して複式学級にせず、子ども一人ひとりに合わせた目が行き届く指導を推進します。

■ 学習支援（学力向上フォローアップ事業）

児童生徒への支援及び家庭学習の習慣化を目的に、中学生を対象に、夏季休業を利用して生徒への補習的な学習を実施し、学ぶ楽しさやわかる喜び、基礎学力の定着と学習意欲の向上を図ります。

基本計画 3 - 2 子どもの権利保障に関する支援

【課題】

町は児童虐待予防ネットワークに参画し、利用を広め、児童虐待防止対策を図る必要があるとともに、ヤングケアラー等の新しい課題についても対策を図ることが必要です。

また、ひとり親家庭は生活が困窮しやすい傾向にあるため、自立するための総合的な支援体制の整備が重要です。

さらに、学習障害など特別な教育的支援を必要とする児童生徒への配慮や障害児に対する保育ニーズへの対応に努める必要があります。

【施策の方向】

施策の方向	事業名	所 管
虐待防止ネットワークの推進	児童虐待防止ネットワーク事業	福祉保健課
障害のある子どもへの支援	特別支援教育	教育課
	発達障害児支援	福祉保健課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭医療費助成事業	福祉保健課
	住居・就業支援	福祉保健課
貧困家庭への支援	子どもの貧困対策	福祉保健課

【主な事業内容】

■ 児童虐待防止ネットワーク事業

警察、消防、学校、保育所などの関係機関や民生委員・児童委員などの団体からなる地域連絡協議会によるネットワークで、児童虐待の防止に努めます。

■ 特別支援教育

個人の能力・特性に応じ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、学習上、生活上の困難の改善や克服するための知識、技能、態度および習慣を養う指導に取り組めます。

■ 発達障害児支援

地域社会への参加及び包摂の推進、強度行動障害や高次脳機能障害を有する子どもへの支援体制の整備を図るための児童発達支援センターの整備に取り組めます。

■ ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の親子に対し、家庭の経済的負担の軽減と病気の早期発見・早期治療を目的とし、所得税非課税のひとり親世帯に対し医療費の助成を行います。

■ 住居・就業支援

ひとり親家庭が孤立しないために、仕事や住まいなどの支援につながる仕組みの整備に取り組めます。

■ 子どもの貧困対策

貧困家庭に対して、本計画に記載した様々な非経済的支援も複合的に実施することで、関係機関と連携して貧困家庭の自立を支援します。

基本目標4 すべての子どもに安全で安心なまちをつくります

基本計画4－1 防犯や交通安全への対策の強化

【課題】

子どもたちが使用する通学路や歩道をより安全な道路にするための整備や、幼児や児童生徒が事故にあわないための交通安全教育の徹底が必要です。

子どもへの犯罪は多発しており、最近ではインターネット利用に係る子どもの犯罪被害やSNS等を通じた犯罪も問題となっています。子どもへの犯罪に対しては、家庭、学校、地域が連携し、防犯意識の高揚と防犯体制の強化を図る必要があります。

【施策の方向】

施策の方向	事業名	所 管
交通安全対策の強化	幼児の交通安全教室	福祉保健課
	小・中学生の交通安全教室	教育課
防犯対策の強化	子どもを対象とした防犯指導の充実	教育課
	青色防犯パトロール	総務課

【主な事業内容】

■ 幼児の交通安全教室

子どもたちを交通事故から守るため、園や警察などと協力して、交通安全教育を実施します。

■ 小・中学生の交通安全教室

子どもたちを交通事故から守るため、小学校・中学校や警察などと協力して、交通安全教育を実施します。

■ 子どもを対象とした防犯指導の充実

町と学校と地域が連携し、犯罪防止のための防犯教室の開催や、広報やチラシによる防犯指導を充実します。

■ 青色防犯パトロール

子どもたちの安全を守るため、防犯パトロールを実施します。

第5章 子ども・子育て支援事業の数値計画

1 量の見込み設定についての考え方

教育・保育施設の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、区域ごとに均衡の取れた教育・保育事業の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実状等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

2 教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、区域ごとに計画期間における「幼児期の教育・保育施設の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

3 教育・保育提供区域（圏域）

（１）教育・保育提供区域（圏域）について

子ども・子育て支援法第61条第2項1号において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域）ごとに、教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期を定めるよう規定されています。

また、子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づき内閣総理大臣が定めた基本指針においても、「市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項」として、「教育・保育提供区域の設定に関する事項」が規定されています。

（２）本町における教育・保育提供区域

本町では、町域が広いものの、人口の状況や地域資源の状況を踏まえ、町全域を1つの教育・保育提供区域として設定します。

4 子ども数の推計

本町の子ども数は以下のとおり推移するものと見込みます。

単位:人

総数	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	1	1	1	1	1
1歳	1	1	1	1	1
2歳	0	0	0	0	0
3歳	0	0	0	0	0
4歳	1	0	0	0	0
5歳	1	0	0	0	0
0-5歳	4	2	2	2	2
6歳	2	1	0	0	0
7歳	4	2	1	0	0
8歳	1	1	1	1	0
9歳	3	1	1	1	1
10歳	5	3	1	1	1
11歳	2	5	3	1	1
6-11歳	17	13	7	4	3
計	21	15	9	6	5

5 教育・保育・地域型保育の充実

① 教育ニーズ（1号認定＋2号認定教育ニーズ）

子どもが満3歳以上で保育の必要性がない世帯（1号認定）、保育の必要性があるが、教育ニーズが高い世帯（2号認定教育ニーズ）

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値（1号認定）	0	0	0	1	2
②実績値（2号認定教育ニーズ）	0	0	0	0	0
③実績値計	0	0	0	1	2
④計画値	0	0	0	0	0
差（④－③）	0	0	0	△1	△2

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（1号認定）	0	0	0	0	0
②量の見込み（2号認定教育ニーズ）	0	0	0	0	0
③計	0	0	0	0	0
確保 方 策	④特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	0	0	0	0
	⑤確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
	⑥計	0	0	0	0
差（⑥－③）	0	0	0	0	0

現状と確保方策

本町には幼稚園がないこともあり、幼稚園ニーズがないことから、現状のとおり保育施設で町民ニーズに対応します。

② 2号認定保育ニーズ

子どもが満3歳以上で保育の必要性があり、保育ニーズがある世帯

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	10	11	7	6	3
②計画値	8	10	8	6	6
差(②-①)	△2	△1	1	0	3

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(1号認定)	2	1	1	1	1
確保 方 策	②特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	0	0	0	0
	③地域型保育	2	2	2	2
	④計	2	2	2	2
差(④-①)	0	1	1	1	1

現状と確保方策

2号認定の保育ニーズは、1～2人と見込まれることから、現状の保育施設でニーズに対応します。

③ 3号認定（0歳児）

子どもが0歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある世帯

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	0	0	0	0	0
②計画値	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
確保 方 策	②特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	0	0	0	0
	③地域型保育	0	0	0	0
	④計	0	0	0	0
差（④－①）	0	0	0	0	0

現状と確保方策

3号認定（0歳児）の保育ニーズは、ありませんでしたが、必要な状況になった場合には、身延町等の保育所と広域的に対応します。

④ 3号認定（1、2歳児）

子どもが1、2歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある世帯

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値（1歳児）	1	2	1	0	0
②実績値（2歳児）	5	1	2	1	1
③実績値計	4	2	2	1	1
④計画値	3	2	2	2	2
差（④－③）	△1	0	0	1	1

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（1歳児）	1	1	1	1	1
②量の見込み（2歳児）	1	1	1	1	1
③量の見込み計	2	2	2	2	2
確保 方策	④特定教育・保育施設 （保育園・認定こども園）	0	0	0	0
	⑤地域型保育	2	2	2	2
	⑥計	2	2	2	2
差（⑥－③）	0	0	0	0	0

現状と確保方策

3号認定（1、2歳児）の保育ニーズは、2人と見込まれることから、現状の保育施設でニーズに対応します。

◆0～2歳の保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児人口（人）	2	2	2	2	2
保育利用者（人）	2	2	2	2	2
保育利用率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

⑤ 放課後児童健全育成事業

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	12	12	11	14	14
②計画値	5	3	5	3	3
差(②-①)	△7	△9	△6	△11	△11

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	2	1	0	0	0
	2年生	2	1	1	0	0
	3年生	1	1	1	1	0
	4年生	3	1	1	1	1
	5年生	5	3	1	1	1
	6年生	1	4	2	1	1
	① 計	14	11	6	4	3
②確保方策 放課後児童クラブ		17	17	12	13	14
差(②-①)		3	6	6	9	11

現状と確保方策

放課後児童健全育成事業のニーズは、3～5人となっており、1か所で対応します。

特別な配慮を必要とする児童の利用がある場合や、開所時間延長の要望がある場合には、関係機関と連携して対応します。

⑥ 放課後子供教室事業

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動等、子どもたちに多様な活動の場を提供する事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	0	0	0	0	0
②計画値	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策 放課後子供教室	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

現状と確保方策

放課後子供教室事業は、放課後児童クラブと一体的な提供を求められているところですが、本町は子ども数が少なく、これまで実施していません。しかし、地域の方々と子どもたちが触れ合う機会を確保する必要があると考えられるため、ニーズに応じて対応することとします。

⑦ 時間外保育事業 ※保育園における延長保育事業

保育所等の開所時間を超えて保育を行う事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	0	0	0	0	0
②計画値	3	3	3	3	3
差(②-①)	3	3	3	3	3

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
差(②-①)	0	0	0	0	0

現状と確保方策

時間外保育事業のニーズは、2人となっており、現状の1か所の保育施設でニーズに対応します。

⑧ 一時預かり事業 ※幼稚園における預かり保育事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった幼稚園児について、一時的に預かり、保育を行う事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値(1号認定)	0	0	0	0	0
②実績値(2号認定)	0	0	0	0	0
③計	0	0	0	0	0
④確保方策	0	0	0	0	0
差(④-③)	0	0	0	0	0

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(1号認定)	0	0	0	0	0
②量の見込み(2号認定)	0	0	0	0	0
③計	0	0	0	0	0
④確保方策	0	0	0	0	0
差(④-③)	0	0	0	0	0

現状と確保方策

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのニーズは、町内に幼稚園がないこともあり、ニーズがありませんでした。

⑨ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、一時的に預かり、保育を行う事業。現在の保育園における一時預かり事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	0	0	0	0	1
②計画値	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	1

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	②一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1	1	1	1
	③子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	0	0	0	0
	④子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0	0	0	0
	⑤計	1	1	1	1
差（⑤－①）	1	1	1	1	1

現状と確保方策

在園児対象型を除く一時預かり事業は、必要に応じて対応していきます。

⑩ 病児・病後児保育事業

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	0	0	0	0	0
②計画値	1	1	1	1	1
差(②-①)	1	1	1	1	1

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

現状と確保方策

病児・病後児保育事業のニーズは、1人となっており、広域で利用可能な施設の利用を促進します。

⑪ ファミリー・サポート・センター事業

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリー・サポート・センターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	0	0	0	0	0
②計画値	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

現状と確保方策

ファミリー・サポート・センター事業のニーズは、ありませんでした。

⑫ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	0	0	0	0	0
②計画値	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

現状と確保方策

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）のニーズは、ありませんでした。

⑬ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域（１ヶ月間の延べ利用人数）

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)
①実績値	8	3	7	3	4
②計画値	5 (1か所)	4 (1か所)	5 (1か所)	4 (1か所)	4 (1か所)
差（②－①）	△3	1	△2	1	0

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	1	1	1	1
②確保方策	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)
差（②－①）	0	1	1	1	1

現状と確保方策

地域子育て支援拠点事業のニーズは、１～２人日となっており、１か所の拠点でニーズに対応します。

⑭ 利用者支援事業

子どもやその保護者または妊娠している方が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言などを行う事業

※「基本型」、「こども家庭センター型」、「特定型」の3種類に分かれる

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	1	1	1	1	1
②計画値	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

※基本型にて対応しています。

現状と確保方策

利用者支援事業は、子ども数を踏まえて1か所で実施します。

地域の実情に応じて定める区域ごとに設置し、子育てに関する相談の実施や必要な助言を行う「地域子育て相談機関」については、計画期間中において整備について検討します。

⑮ 乳児家庭全戸訪問事業

妊娠生活が不安な妊婦や、出生したすべての乳児・母親を対象に、健康状態や生活の様子を確認して、妊娠・出産・育児についての相談・助言・情報提供等を行い、子育てを支援する事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	2	1	1	2	3
②計画値	3	4	4	3	4
差(②-①)	1	3	3	1	1

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

現状と確保方策

乳児家庭全戸訪問事業は、すべての乳児に対して実施します。

⑩ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・ヘルパー等が訪問し、育児に関する相談、助言等を行い、その家庭の子育て支援を行う事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	0	0	0	0	0
②計画値	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

現状と確保方策

養育支援訪問事業は、ニーズがありませんでしたが、状況を見て対応します。

⑰ 妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に出産までの妊婦健康診査受診の必要性を伝え、国が定める基準（14回分）に基づいて、公費負担による妊婦健康診査を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげる事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値	3	2	5	2	1
②計画値	3	4	4	3	4
差（②－①）	0	2	△1	1	3

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0

現状と確保方策

妊婦健康診査は、すべての妊婦に対応します。

⑱ 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値					
②計画値					
差(②-①)					

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	2	2	2	2	2
差(②-①)	2	2	2	2	2

現状と確保方策

支援に対するニーズはありませんでしたが、必要に応じて対応していきます。

⑱ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値					
②計画値					
差(②-①)					

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

現状と確保方策

地域ぐるみで子どもの居場所づくりを推進することとし、必要に応じて対応していきます。

⑳ 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値					
②計画値					
差(②-①)					

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	2	2	2	2	2
差(②-①)	2	2	2	2	2

現状と確保方策

支援に対するニーズはありませんでしたが、必要に応じて対応していきます。

② 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位:人・回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値（妊娠届出数）					
②実績値（1組当たり面談回数）					
③実績値（面談実施合計回数）					
④実績値計					
⑤計画値					
差（⑤－④）					

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（妊娠届出数）		1	1	1	1	1
②量の見込み（1組当たり面談回数）		5	5	5	5	5
③量の見込み（面談実施合計回数）		5	5	5	5	5
④量の見込み計		5	5	5	5	5
確保 方 策	⑤こども家庭センター	0	0	5	5	5
	⑥上記以外	5	5	0	0	0
	⑦計	5	5	5	5	5
差（⑦－④）		0	0	0	0	0

現状と確保方策

支援に対するニーズはありませんでしたが、必要に応じて対応していきます。

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値（0歳児）					
②実績値（1歳児）					
③実績値（2歳児）					
④実績値計					
⑤計画値					
差（⑤－④）					

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（0歳児）	0	0	0	0	0
②量の見込み（1歳児）	0	0	0	0	0
③量の見込み（2歳児）	0	0	0	0	0
④量の見込み計	0	0	0	0	0
確保方策	⑤0歳児	0	0	0	0
	⑥1歳児	0	0	0	0
	⑦2歳児	0	0	0	0
	⑧計	0	0	0	0
差（⑧－④）	0	0	0	0	0

現状と確保方策

支援に対するニーズはありませんでしたが、必要に応じて対応していきます。

②③ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業

量の見込みと確保の内容

早川町全域

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
①実績値					
②計画値					
差(②-①)					

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

現状と確保方策

産後ケア事業では、すべての妊婦に対応していきます。

②④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び小中学校に通園・通学する児童の保護者が通園・通学している施設に支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

現状と確保方策

必要に応じて対応していきます。

②⑤ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

現状と確保方策

必要に応じて対応していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 教育・保育事業等の確保体制

○認定こども園について

町内に幼稚園及び認定こども園はなく、また、認定こども園への移行を希望する施設もありません。出生数も1桁の人数で推移しており、本計画期間中の認定こども園の設置は見送ることとします。

○質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策について

少子化により、子どもの数や兄弟姉妹の数が減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境は変容しており、子どもの健やかな育ちのためには、同年齢・異年齢の中で育つ機会の確保が必要となっています。乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるため、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が重要です。

また、幼児期においては、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学齢期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが重要です。

そのために、保育の専門性の向上、施設設備等の良質な環境の確保、評価と改善などにより、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供を目指します。

また、発達上の課題を有する子どもや虐待に関わる子どもなどへの支援が求められる中、それらを支援する体制づくりを推進します。

○幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取り組みの推進について

幼児期は、「学びの芽生え（無自覚な学び）」の時期であり、児童期は、「自覚的な学び」の時期といわれ、幼児期の教育・保育と小学校教育とでは、学び方に違いがあります。

子どもたちが、小学校入学時に壁を感じずスムーズに小学校生活を送ることができるように、保育所と小学校がつながりを意識した活動として、従来からの一日入学をはじめ、小学校の運動会に保育園の年長児とその親が参加するといった交流や、小学校と保育所の相互訪問などの交流を行っています。今後も、地域の実情に応じた創意工夫で、小学校と保育所の連携事業を展開していきます。

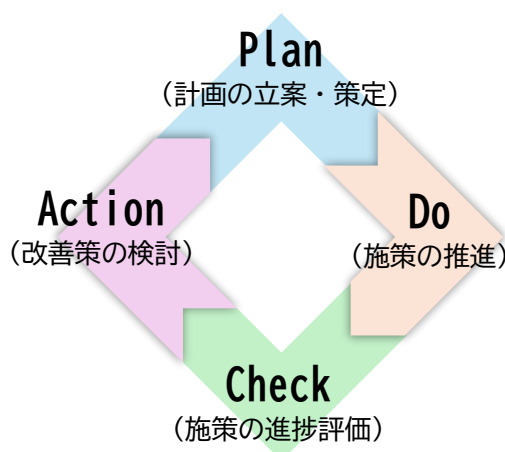
2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使についての対応と施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

3 計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、福祉保健課が事務局となり、PDCAサイクルの考えに基づいて、点検・評価を行います。毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進捗状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。



4 計画推進に向けた関係機関の役割

本計画は、子ども関連施策のほか、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。そのため、福祉保健課を中心に庁内の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図るとともに、保育所や学校、PTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、自治会などの地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、協働により子ども・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

資料

1 早川町子ども・子育て会議設置要綱

早川町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、早川町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審査する。

- (1) 早川町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること
- (4) 早川町次世代育成支援行動計画の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員16名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援事業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(早川町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止)

2 早川町次世代育成支援対策推進協議会設置要綱は、廃止する。

2 早川町子ども・子育て会議委員名簿

区分	役職名	氏名	備考
学校関係	早川北小学校長	横澤 敏英	
	早川南小学校長	永井 伸二	
保護者関係	早川北小PTA会長	小菅 綾太	
	早川南小PTA会長	宮本 高広	
	保育所保護者会会長	島田 博史	
団体関係	主任児童委員	遠藤 貴美子	北小学区
	主任児童委員	井出 望美	南小学区
	愛育会長	望月 和枝	
	保育所長	齋藤 通也	兼務
学識	教育長職務代理者	久本 雅俊	
行政関係	教育長	望月 重美	
	教育課長	杉山 浩一	
事務局	福祉保健課長	齋藤 通也	
	福祉担当リーダー	望月 良二	
	福祉担当	望月 利仁	
	保健担当リーダー	佐野 裕理	
	保健担当	遠藤 美樹	

第3期早川町子ども・子育て支援事業計画
早川っこすくすくプラン

令和7年3月

発 行
企画・編集

早川町
早川町 福祉保健課
〒409-2732
山梨県南巨摩郡早川町高住758番地
電 話 0556-45-2363
F A X 0556-20-5000